

## 4. 生徒心得

### 1. 学習

学習を学校生活の第一義と心得、単に知識や技能を修得するに止まらず、進んで教養を高め、ひいでた人格を養うことに精励しよう。

- (1) 自己の特質をよく認識し、個性の伸長に力を注ぐと共に生活を豊かにすること。
- (2) 疑問や発見のある時は互いに研究討議し、また先生の指導を受けて理解を深め正しい知識を身につけること。
- (3) 日々の予習復習は自発的に、かつ着実にやること。
- (4) 始業合図までに教室内に着席または示された場所に集合して先生を待ち、5分たって先生の来場がなければ教務部に連絡すること。
- (5) 自習時間は各自のホームルームで静かに自学自習をし、校舎内を歩き廻ったり、グラウンド・体育館・中庭等に行かないこと。もちろん校外へ出てはならない。

### 2. 秩序

日々の学校生活において規律を重んじ、秩序ある生活をしよう。

- (1) 通常の授業等があるときは、8時30分までに登校すること。ただし、特別な事情がなければ、7時30分までは登校してはならない。
- (2) 携帯電話等は校内では電源を切り一切使用しないこと。音楽プレイヤー等の使用もしてはならない。また、登下校時にイヤホン・ヘッドホン等を使用する場合は安全確認の上で行うこと。
- (3) 在校中は許可なくして校外に出てはならない。
- (4) 放課後用務がなければ速やかに帰宅すること。
- (5) 下校時刻は午後5時
- (6) 時間外特別教育活動の取扱いについて
  - ①時間外に、校内で部活動等の教科外教育活動を行う必要がある場合。
  - ②時間外とは、平日は午後5時以降、および、土曜、日曜、休日等の休業日をさす。
  - ③各団体は、日常の活動について、下校時刻（午後5時）を基準としてその時間内で、能率的な活動ができるように計画をたて、試合等の準備など、やむを得ない事情がある場合に限り、時間外の計画をたてること。この計画については、関係指導教諭と十分連絡し、その指導を受けること。
  - ④(ア) 平日は午後7時完全下校とする。
    - (イ) 休日の活動はできるだけさけること。休日の活動は関係指導教諭の付添がない場合は許可しない。

⑤(ア) ボールの貸出し 生徒証明書と交換で貸出す。

時間 12:30～1:15

生活指導室

グラウンド以外での使用は禁止。

(イ) スリッパの貸出し

生活指導室にて貸出す。

### 3. 礼儀

はつらつとした気風の中にもよく礼儀をわきまえ、なごやかで節度のある態度行動をとるように努めよう。

- (1) 他人に迷惑や不快な感じを与えるような行動はつつしむこと。
- (2) 朝夕の挨拶を怠らぬこと。
- (3) 授業の始めと終りの挨拶を毎時間励行すること。
- (4) 校外の礼儀は努めて教養ある社会人の作法にのっとること。
- (5) 言葉使いをきれいに、かつ明確にすること。
- (6) 上級生と下級生は互いに敬愛の情で結ばれるようにありたい。

### 4. 勤労

勤労を愛好し、公のために人のために奉仕する習慣をつけよう。

- (1) 校内の清掃、諸行事の準備や後始末等においては特に責任を重んじ自発的に行動すること。
- (2) 学級全体を明朗にし、かつ秩序ある協同作業をなし得るように常に環境の整理整頓清潔に努めること。

### 5. 通学

通学途上は服装態度に注意して、本校生徒としての気品を維持し、道路交通法を厳守し、正しいマナーで通学すること。

- (1) 交通道德・法規を守り正しい歩行法を会得すること。
- (2) 好ましくない場所への立寄り、道草等をさけること。
- (3) 自動車、原付自転車および自動二輪での通学はいっさい認めない。
- (4) 自転車通学について
  - ①安全面を考慮し、公共交通機関、徒歩で通学すること。ただしどうしても自転車通学を希望する場合は、以下の項目に従うこと。
  - (ア) 各学年の生活指導係の先生の許可を受けること。(自転車置き場の関係)
  - (イ) 自転車許可申請書を提出すること。(自転車保険加入条件)
  - (ウ) 認められたものは、通学許可ラベルを使用する自転車に貼ること。

②特に以下の点、守れないものは、自転車通学許可を取り消す場合もある。

- (ア) 信号無視や自転車の二人乗り。
- (イ) 携帯電話・音楽機器など使用しながら運転しているもの。
- (ウ) 自転車ラベルを正しい位置に貼っていない。またはラベルのないもの。
- (エ) 安全面を考慮し、自分の安全はもとより、他人の安全を考えられないもの。

## 6. 出欠

遅刻、欠席、欠課、早退の場合はその理由を明確に申し出て出席状況に規律を欠くことのないよう習慣づけよう。

- (1) 忌引欠席は両親にあっては7日、祖父母、兄弟にあっては3日、伯叔父母、曾祖父、曾祖母にあっては1日。
- (2) 忌引および学校感染症による欠席は、出席停止の扱いとなる。

## 7. 諸届

諸届を的確に行い、かつ期限を厳守するように努めよう。

- (1) 一身上の異動、たとえば転居、災難、不幸等のあった時は即刻届け出ること。
- (2) 欠席、欠課、遅刻、早退の場合は学級担任に届け出ること。
- (3) 忌引および感染症による場合は、所定の用紙に記入し、必要書類を添えて届け出ること。
- (4) 通常の病気欠席が1週間以上に及ぶ時は、届に医師の診断書を添えること。
- (5) 欠席する場合は、google form より保護者による連絡をすること。

## 8. 所持品

所持品は出来るだけ質素であると共に、実用的なものを尊び、また必要以外は学校へ持参しないようにしよう。

- (1) 記名を明確にすること。
- (2) 学校に残しておく物については、定められたことがらをよく守ること。
- (3) 貴重品は常に身につけておくこと。
- (4) 多額の金銭は特参せぬこと。
- (5) 所持品亡失の際は、すみやかに先生に申し出ること。
- (6) 自己の物を大切にすると共に、常に他人の所持品を尊重し、特に公共の物品を大切にすること。

## 9. 交友

友人との交際については信義を重んじ、互いにせつさたくまして教養・人格の向上に努めよう。

- (1) 努めて互いの美点を学びあうこと。
- (2) 友人間で金銭の貸借はさけること。

## 10. レクリエーション

レクリエーションは疲労を回復して英気を養うために行い、そのため節度を守り高校生としての本分からはずれることのないように努めよう。

## 11. 相談

不安なこと、悩みがあれば学級担任・クラブ顧問・教科担当の先生・話しやすい先生、または相談係の先生に相談して下さい。

## 12. 部活動

正規の授業によって学び得たことを基礎とし、同好の者が協同して更に興味を広め、かつ能力を増進するために部活動を行い、学校生活を豊かにしよう。

- (1) 自主性を養うこと。
- (2) 部員相互の親ぶくを図ること。
- (3) 万事顧問の先生とよく相談すること。
- (4) 全生徒がいずれかの部に属するのが望ましい。
- (5) 部員としての責任を重んじ、その態度行動は誠実であること。
- (6) 各部とも運営のきまりを守り、必要な徳目の実践に努めること。

## 13. 食堂の利用

食堂を利用するに当っては、衛生に心がけ、正しい食事のエチケットを体得するようにしよう。秩序正しく、お互いに迷惑をかけぬよう心がけよう。すべてセルフ・サービスであり、利用時間帯は次のとおりである。

- (1) 食堂の利用は昼休みに限る。
- (2) 上記以外の休けい時間に、あらかじめ、食券およびパン等を購入しておくことは差し支えない。

## 14. 携帯電話等の禁止

本校では、平成21年度より、スマートフォン等からの脱却や依存防止を図るため、また、授業に集中するためにも、原則として校内での使用を禁止しています。登校したら電源を切り、ロッカーまたは鞆の中に入れて各自で管理すること。違反した場合は指導を行い、段

階的に指導する。ただし、８時３０分以前と１７時以降、これに加え休日は本校への電話が繋がらないため、校内であっても連絡手段としてのスマートフォン等の使用を認めています。